

肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（肥育生産支援事業）に係る Q&Aの修正箇所

【問2】

- ① 令和元年度以前の実績しかない場合はどうするのか？
- ② 令和2年度の新規参入者は認めないのか？

【修正内容】

等の質問を多く受けたことから、柔軟に対応するため、上記2例を認めることとしたもので、手続きに必要な証明書等を加筆・修正しました。

【問8】

- ① 未経産で不受胎となった牛のうち乳用種は本事業の対象外となるのか？

【修正内容】

上記の質問を受け、修正したものです。

【問8】（P3）について 「獣医師が診断して不受胎（妊娠－）と確認できるものならばOK」としました。

【問8】の（答）の1

（変更後）

- ・経営内で再肥育する場合：分娩日又…された日の翌日（獣医師の診断書や診療簿の写し等で確認）から…まで。

（変更前）

- ・経営内で再肥育する場合：分娩日又…された日の翌日（獣医師による診断書で確認）から…まで。

（修正理由）

- ① 某地方会員から報告のあった診療簿をみると確かに獣医師が不受胎であることを確認したと言えること
- ② 牛マルキン（一産取り）でも「獣医師が確認した日」の確認であって診断書を求めているわけではないこと

○その他

証拠書類の年度起算の考え方について、問16と問18に追記しました。

【問 18】新たに2点追記するとともに、文言の整理を行いました。

【修正内容】

① 例3 肉質分析

「・飼養牛の枝肉格付けを確認したことがわかる書類（公益社団法人日本食肉格付協会が発行する格付証明書等）」を追記

② 例5 経営分析

「本事業に参画した肥育経営体が自身の経営体質強化に取り組んだ証拠書類として、」を追記

③ 「取組主体」を「事業実施主体」に修正等

【理由】

① 枝肉の格付等を確認し、飼料の配合や、給与期間の決定など、自身の肥育経営強化に取り組んでいる例もあるとのことから追記したとのこと。

② 自身の経営体質強化に取り組んだ証拠書類であることを再確認するため追記したとのこと。

③ 本事業では、取組主体がありませんので修正等したとのこと。